

## 第4回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

平成29年12月27日（水）

船橋市保健福祉センター大会議室

### 【議題】

#### ○開会前

- 1 事務局説明
- 2 保健所長あいさつ

#### ○開会後

- 1 本市における動物愛護管理行政の経緯について
- 2 地域猫活動の検証について
- 3 次回の会議について

### 【開会前】

#### 1 事務局説明

第3回対策会議以降、開催が遅れたことについて説明があった。

また、今現在、石井委員及び南川委員が出席していない旨報告があった。

#### 2 保健所長あいさつ

○保健所長 本日は、年末でご多忙の中、第4回動物愛護管理対策会議にご出席いただき、ありがとうございます。

また、本会議につきましては、第3回の会議以降約1年半ぶりの開催になりますて、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

平成25年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、環境省が進めている、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト等、全国自治体の中での殺処分が無くなることを目指した取り組み、また、各動物愛護団体の活動等もあり、最近は、テレビ等で保護犬・保護猫等が取り上げられる機会が増えており、動物愛護への関心について、以前にも増して高まっているように思われる。

このような取り組みを進めている一方で、動物の遺棄の問題、虐待の問題、多頭飼育崩壊等、様々な課題もある。また、猫から重症熱性血小板減少症候

群(SFTS)ウイルスに感染したと思われる事例が報道される等、新たな課題も出てきている。

このような中で、とりわけ飼い主のいない猫等の地域における猫にまつわる事案は、地域の住民が困っているという現状もあり、古くからある、また今に至る新しい問題でもあるかと思う。

行政としては、動物の愛護及び管理に関する法律を正しく執行しつつ、地域猫活動や飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の取り組みを進めることが必要と考えている。

委員の皆様方におかれましては、これらの問題を含め、本市の動物行政における効果的な対策と推進の方針について、活発なご議論をお願いしたい。

最後に、引き続き本市の動物愛護管理行政へのご協力を願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(南川委員出席)

## 10時10分開会

### 1 傍聴者について

森会長から、本日、3人の傍聴申し出があったとの報告があった。

[傍聴者入室]

### 2 今後の会議の進行について

○森会長 会議を始める前に、前回の会議において、今回の会議では「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについて、会長案を作成し、これについて委員の意見を伺うということでご承認をいただいたが、事務局と相談した結果、今後の飼い主のいない猫対策について方向性を示すためには、まず船橋市のこれまでの地域猫活動について評価が必要であると考え、議題を変更し、事務局から成果、検討結果について報告をしていただきたいと思う。

これについて、事務局から説明をお願いする。

○衛生指導課長（井上） 本日の議題につきましては、前回、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の改正の作業にあたり、会長案を示させていただきご協議いただくこととしていたが、この改正にあたり、まず本市におけるこれまでの地域猫活動の取組について意見をいただき、これを基に、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直し作業に生かしていくことが必要と考え、議題を「1 本市における動物愛護管理行政の経緯について」を説明させていただいた上で、「2 地域猫活動の検証について」を委員の皆さんに説明させていただきたいと考えている。よろしくお願いします。

○森会長 この件について、了承いただけるか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森会長 では、今回の会議については、事務局提案のとおりとする。

また、今後の会議の進め方は、委員の任期末である1月末までに、飼い主のいない猫対策について議論をまとめていきたいと考えている。短い時間なので、事務局は大変と思うが、その計画でいる。他の課題が挙げられている中、猫問題までにしか到達できていないことを申し訳なく思うが、今までの会議で意見として出てきたことに対し一定の方向性をこ

の委員会で示していきたいと考えるが、いかがか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森会長 では、本日の第4回対策会議において、地域猫活動の検証について等の説明を伺い、本日だけでは取りまとめが困難なところから、来年1月に第5回対策会議を開催し、一定の取りまとめができますと考える。

### 3 本市における動物愛護管理行政の経緯について

#### 〔説明〕

○衛生指導課長補佐（須賀）（スライドを掲示して説明）

主に猫対策について説明を行う。

平成22年2月環境省において「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」が制定された。

本市においては、平成23年4月「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」が施行された。主な内容は、飼い猫の屋内飼養の推進、地域猫活動等について書かれている。また、これに合わせ、「船橋市地域猫に関する不妊手術の助成事業」を開始した。また、動物愛護指導センターに収容された犬、猫の「譲渡ボランティア事業」を開始した。

平成25年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正法が施行された。主な内容としては、動物の終生飼養、繁殖制限等についての規定がされた。

平成27年4月に「船橋市地域猫に関する不妊手術の助成事業」の要綱を一部改正した。地域猫活動団体の登録に際して、土地所有者の同意書、活動場所の町会自治会長の同意書、更新制度等を導入した。

平成15年度から開始した「飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」について、平成25年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正法が施行され、飼い主責任として繁殖制限が法律で規定されたことから、この事業は平成27年度をもって終了した。

平成28年4月から、「飼い主のいない猫の不妊手術事業」を開始した。

平成28年3月から、「子猫の育成ボランティア事業」を開始した。

また、本年4月から、「飼い主のいない猫の不妊手術事業」の拡大を行っている。

また、平成29年7月に、関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議があった。こちらについては、後程説明する。

その他、動物愛護指導センターで行っている事業としては、しつけ方教室、動物愛護フェスティバル、小学校における動物愛護指導教室等の事業を行っている。

平成29年度関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議で使用された環境省の説明資料について説明する。

動物の愛護及び管理に関する法律第35条において、「都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。」と規定されている。ただし、この引取りにおいて、拒否要件が施行規則で規定されており、引取りを拒否することができる。

また、所有者不明の犬猫についても都道府県等は引取り義務がある。

これらの引取りについては、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示）において、「この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたもの」とされている。

所有者からの犬猫の引取りは、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項において、「都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定（終生飼養）の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。」と規定されている。

この引取り拒否については、規則第21条の2に、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として、「①犬猫等販売業者から引取りを求められた場合」等、7項目が規定されている。これらの7項目の規定については、「生活環境の保全上の支障を防

止するために必要と認められる場合については、この限りでない。」とただし書きがあり、所有者からの引取り拒否により、生活環境の保全上の支障が生じてはいないかの確認が必要となる。

所有者の判明しない犬猫の引取りについては、法第35条第3項において、「同条第1項の規定を準用する。」と規定されているが、引取り拒否の規定は含まれていない。つまり、所有者の判明しない犬猫については、引取り拒否の規定はない。こちらについては、平成25年9月に、動物の愛護及び管理に関する法律の改正法が施行されたが、法改正にあたり、平成24年8月に参議院環境委員会で附帯決議が行われている。附帯決議8番の後半部分がスライドに掲載されている。附帯決議8番全文は、「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。」と記載されている。このような記載があるが、行政としては、正しく法を執行することが環境省から示されている。

法第35条第4項には、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還、または、譲渡に努めるよう規定されている。このような規定はあるが、譲渡適正の低いものまで譲渡していないか慎重な判断が必要となる。

環境省では、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを平成25年11月に発足し、平成26年6月にアクションプランを発表した。プロジェクトは、命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目指し、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指すことを目的としている。殺処分を減らしていくための対策として、3つのポイント等があげられている。

【質疑・意見】

○森会長 法律的な裏付け、船橋市が今まで取り組んできた内容について説明があった。

○小川委員 所有者からの犬猫の引取りのところで、引取りを行わない場合もある、「～必要と認められる場合については、この限りでない。」とのところで、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合は拒否をできるということだが、実際に船橋市が引取りを拒否したことはあったか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 動物取扱業者からの引取りの依頼、申し込みはない。所有者からの引取りの理由として、例えば、飼い主の方がきちんと新たな飼い主を探さない場合、あるいは、単に病気になったからということだけでは引取り拒否の要件となる。逆に言えば、そういう方々に対して、ご自身が新たな飼い主を探していただくような指導をして、引取ることはしている。実際には、拒否をして受け取らないというよりは、適正にきちんとやっていただけるように指導をした上で、場合によっては引取りをするという状況である。

○森会長 私も、保健所にいたことがあり、犬猫の引取り業務を行ったことがある。たしかに、船橋市では分からぬが、ブリーダーが破たんして、その犬猫をどうにかして欲しい、それから、普通の犬猫屋（ブリーダーではない）の方が破産をして行く所がない、それについては拒否をしている。ただ、拒否をするだけではなく、お話をあつたブリーダーについては、東京都のボランティア団体、確か大きな公園で譲渡会を開いており、そこを紹介したことはある。むやみやたらに、殺処分とか、そういう形でなく、引取ることはしないまでも、担当獣医師が八方に手を尽くしてボランティアにお願いをしたということがあった。

○小川委員 東京都の民間のボランティア団体と仰ったが、船橋市の中で愛護活動や保護活動をしているところもあり、船橋市としてそういうところでは連携してはいないのか。そういう犬や猫が出た場合、里親を探してもらうことで、こちらからボランティア団体に連絡するとか、そういう連携はないのか。

なぜその時は東京都だったのか。

○森会長 たまたま担当獣医師が、そちらの活動を知っていたということで紹介した。

○小川委員 そういう殺処分になってしまいそうな動物が出た場合、ここに委ねるとか、ここにまず連絡するという、決まったボランティア団体との連携はできないのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 色々な団体の中で、公益財団法人千葉県動物保護管理協会のホームページに記載をするようなアドバイスをしている。また、千葉県動物愛護センター東葛飾支所では、「飼い主探しの会」を行っており、そちらにお持ちいただき、新たな飼い主を探すということも、ご自身でやっていただこうようにしている。ただ、具体的に、どの団体とどういった連携をするというのは、特定の団体を紹介するということまでは、行政として難しいと判断している。

○森会長 私の経験で申し訳ないが、千葉県の動物愛護センターは、殺処分をしたり、引取った犬猫を一定期間飼育する所だが、そちらにボランティア団体がかなり出入りをしていただいているが、それはあくまでも、殺処分対象となってしまった犬猫だけに限っている。一般の方が飼えなくなって、避妊もせずにどんどん増やして飼えなくなったからどうにかしてくれということは、ボランティア団体もお断りをしている。

○小川委員 小学校における動物愛護指導教室を行っていると仰ったが、それは具体的に年何回、過去ここ数年の間に何回どこの小学校で行ったのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） この事業自体は、平成28年度から実施している。平成28年度は、4校で実施した。今年度については、現在予定の1校を含め2校、要望が入っている。動物愛護指導センターとしては、学校の校長会等で説明させていただいた上で、より多くの学校で開催させていただきたいとご案内しているが、実際には、学校側から要望がないと、行って何かをするというのは難しい。現状はそういった状況である。

実際に開催した時のスライドだが、心臓の音を聞

いてもらったり、犬を実際に触ってもらったり等、そういった体験を通して、命ということを理解いただく。加えて、犬に対しての接し方について、小さなお子さんだと、いきなり触ろうとしてしまい、その結果咬まれてしまうというケースも実際にあるので、そういったことが無いように、ぬいぐるみを使ったモデル的な実演で、こういう風に接してくださいということ、あるいは、怖い犬が来たときは、電信柱になりましょうということを含めて、危害防止の観点や命ということの観点から、事業の募集をしている。

○小川委員 小学校の方から要望があればということだが、小さい時から植え付けるという意味で、小学校の啓蒙活動は大事だと思うので、希望が無くてもこちらから、この次はこの小学校の番ですという風に、年間を通してカリキュラムを組んでいくということはできないのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 先程も説明したが、学校の校長会というものがあり、そちらでご案内をしている。ただ、カリキュラムの中に組んでいただくのは、学校側の判断になる。こちらとしては説明会も既に2回ほど行い、文書も送っているが、そういった中でご希望を募っているという状況である。

○小川委員 実質的には難しいということですね。

#### 4 地域猫活動の検証について

##### [説明]

○動物愛護指導センター所長（服部） （スライドを掲示して説明）

地域猫活動の検証について説明する。

##### ・検証の目的

船橋市では、飼い主のいない猫に関わる際の遵守事項などを明確にすることによって、猫の適正飼育や動物愛護への理解を深めていただき、人と猫がなかよく共生できるまちづくりを進めることを目的として、平成23年度に「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を作成した。同時に、地域猫活動団体として登録を受けた団体に対し、当該団体

が行う猫の不妊手術にかかる費用の一部として、地域猫不妊手術助成金の交付を行ってきた。

この事業開始から5年を経過したことから、これまでの施策の効果の実態把握と今後の方向を検討することを目的として、検証を行った。

##### ・検証の手法

活動開始の経緯についてまず説明し、さらに5年間で実施してきた地域猫活動に関する各種指標をとりまとめ、これらについて分析・評価した。

##### ・検証項目

検証項目については、13項目ある。

#### 1. 地域猫活動団体登録制度実施までの主な経緯について

平成20年4月下旬、市民協働課が、「市民協働課行政パートナー」からの提案をもとに、「所有者のいない猫に対する地域における取り組み」を市民協働モデル事業の候補として選定した。

平成20年5月上旬、市民協働課と行政パートナーにおいて、事業の実現性、実効性等を総合的に判断して、「所有者のいない猫に対する地域猫における取り組み」を市民協働モデル事業として選定した。

平成20年5月23日、市民協働課が、「ふなばし地域ねこ活動」という団体宛てに市民協働モデル事業提示書を提示した。

平成20年6月5日、「ふなばし地域ねこ活動」が、市民協働モデル事業実施計画書を市民協働課に提出した。

平成20年6月下旬、市民協働モデル事業計画書に基づき、市民協働課、衛生指導課、「ふなばし地域ねこ活動」とモデル事業の実施に向けて、具体的な内容を検討した。

平成20年6月26日、船橋市と「ふなばし地域ねこ活動」との間で、市民協働モデル事業協定書を締結した。

平成20年7月、市内A地区に「市民協働モデル事業（地域猫活動）」を説明し、自治会内で協議したが、事業を行うには至らなかった。

平成20年11月、市内B地区に「市民協働モデル事業（地域猫活動）」を説明し、自治会の承認を得て、同地区において「市民協働モデル事業（地域猫

活動)」を開始した。

平成21年3月、「ふなばし地域ねこ活動」が「市民協働モデル事業」の報告書を提出した。評価は、団体「ふなばし地域ねこ活動」側が「地域と行政の協働事業として根付かせていきたい」、市側が「地域と行政の協働による実施体制を目指す必要がある」、行政パートナー側が「公共公益性から必要性は認められる」という評価をしている。

平成21年4月、モデル事業期間の1年延長を決定した。

平成22年3月、「ふなばし地域ねこ活動」が、「市民協働モデル事業」の報告書を提出した。評価は、団体「ふなばし地域ねこ活動」側が「猫好き・嫌い双方に効果が及ぶことから、大いに公益性のある事業」、市側が「モデル地区では、成果が評価されつつあり、活動への市民の理解が進むよう支援していきたい」、行政パートナー側が「実施地域の住民に活動が評価されており、モデル事業としては成功」とした。課題として、団体「ふなばし地域ねこ活動」側が「住民参加が広く得られない」、市側が「事業主体が個人になりがち。他人ごとととらえている住民へのアピールが必要」、行政パートナー側が「活動が一部住民に偏り、地域ぐるみの活動となっていない」という意見を述べていた。

このような経過を経て、市は、地域猫活動の将来性について、猫トラブルの解決策としては有効であり、多くの自治体も取り組んでいることから、今後の展開が期待できる。また、事業主体が地域であり、市全体に及ぶ可能性もあり公共公益性に富んだ事業と評価した。最終的に、市民協働課、衛生指導課、「ふなばし地域ねこ活動」の3者が地域猫活動事業の正式実施について合意をし、平成23年度より、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を施行するとともに、船橋市地域猫不妊手術助成金の交付を開始した。

## 2. 地域猫活動登録団体数

平成23～26年度までは、毎年約10団体が新規登録した。平成27年度以降、新規登録数が減少した。平成27年度に、船橋市地域猫不妊手術助成金

の交付に関する要綱を改正し、登録要件を追加（町会自治会同意、土地所有者同意、2年間更新制度導入等）した。船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱を改正した理由は、平成23年度から地域猫活動事業を開始したが、事業を開始してから4年が経過し、地域猫活動事業について見直しを図り、より活動場所周辺へ認知される地域猫活動を推進していくため、また、市の内部監査により、地域住民の同意の確認方法等の詳細な取扱い事項を定めるように指摘があったことから、地域の同意の明文化を含む改正を行った。

## 3. 地域猫活動登録団体構成員数の合計

平成23～26年度までは、毎年10団体が新規登録し、構成員も増加した。平成27年度は、新規登録数減少に伴い、構成員は微増にとどまった。平成27年度に、船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱を改正し、登録要件を追加した。平成28年度は、地域猫活動登録団体数の減少により、構成員も減少した。

### 4.1 地域猫活動登録団体あたりの構成員数

1 地域猫活動登録団体あたりの構成員数については、平成25年度以降は、ほぼ横ばい。過去、最多の団体の構成員数については、11人の団体があり、最小は3人であった。

## 5. 地域猫活動登録団体構成員の居住地

平成28年度末の地域猫活動登録団体21団体において、15団体については、構成員はすべて活動地域内（町会自治会内）に居住している。活動地域外の6人については、異なる団体の構成員であり、うち4人は活動地域に隣接した地域に居住している。残り2人は、船橋市民の方で、手術時の猫の運搬や新しい飼い主探しといった役割を果たしている。事業所職員の3人については、同一団体の構成員であり、町会自治会内の事業所で活動をしている。

## 6. 地域猫活動登録団体が管理する猫の合計

平成23～25年度にかけては、登録団体数に連動して、地域猫活動登録団体が管理する猫の数も増加、以降横ばいの後、平成28年度の地域猫活動登録団体数減少により、管理猫数も大幅に減少した。手術

済数は、市が助成（平成 28 年度は動物愛護指導センターで手術）したものと地域猫活動登録団体が自費で手術をしたもの合計になる。不妊手術実施率については、年々上昇し、平成 25 年度以降、80% を超えている。平成 27 年度末をもって登録を廃止した団体が、それまで管理していた猫について、確認が取れたものについては、次の対応をしている。  
 ①登録を廃止した団体の構成員が活動場所で終生管理している。②登録を廃止した団体の構成員が屋内飼養、飼い猫として飼っている。③登録を廃止した団体の構成員以外の人が屋内飼養している。また、猫の数は変化がない団体と死亡や行方不明の理由で減少している団体とに分かれた。

## 7. 地域猫活動登録団体が手術した猫の累計

廃止団体が管理していた猫や死亡等で抹消した猫の数を含む。

## 8. 不妊手術費用助成猫数

## 9. 地域猫活動登録団体の活動場所の分布

平成 27 年度末の 46 地域猫活動登録団体の市内分布を点で示している。

## 10. 猫に関する苦情

動物愛護指導センターに寄せられた苦情について、グラフ及び表に表している。苦情件数は、1 事例 1 件として計上している。猫に関する苦情は、平成 22 年度以降毎年 200 件を超える数を推移している。苦情場所は、ほぼ全市域に分布している。平成 27 年度の苦情 258 件中、苦情場所を特定できた 119 件について、地図に位置を記入した。

## 11. 動物愛護指導センターで収容した所有者不明の子猫（生後 91 日未満）数

## 12. 環境保全課で収集した飼い主が特定できない猫死体数

平成 26 年度からの数字しかなく、25 年度以前については、犬と猫、その他動物の分類をしてないと聞いている。毎年、2,000 匹弱の猫の死体が収集されている。道路などで死体があると通報があり、環境保全課が収集した猫の死体数になる。

## 13. 地域猫活動登録団体からの報告（地域猫活動報告書に記載された内容から抜粋）

平成 27 年 4 月に要綱が改正され、毎年報告書を

提出していただいている。その中に、これから説明する 3 項目があり、地域猫活動登録団体からご意見をいただいている。

### (1) 地域猫活動に対する苦情等

- ・鳴き声、糞尿、アレルギー
- ・猫数の増加（給餌による管理猫以外の野良猫、外飼い猫等の流入）
- ・活動に反対
- ・活動者以外の給餌による野良猫の増加

### (2) 今後の課題、反省点等

- ・被害・苦情対応（トイレのしつけ、管理猫による被害の補償）
- ・不妊手術未実施猫への手術実施の継続・促進
- ・隣接地域（活動未実施の隣接町会自治会）との協力・提携
- ・新たな野良猫の流入、捨て猫への対応
- ・後継者、活動者の不足
- ・住民への PR、地域とのコミュニケーション  
(猫嫌い・猫が苦手な住民の説得、行政・地域住民の協力)

### (3) 市又は町会自治会等への要望

- ・地域猫活動広報の強化（活動内容周知チラシの市内全戸配布、活動未実施町会自治会に対する活動開始の啓発、町会自治会レベルでの活動（地域猫活動登録団体活動者以外の住民参加）、地域猫活動登録団体活動者以外の給餌禁止）
- ・従前制度の復活（地域（町会自治会）同意書及び土地所有者同意書の廃止、手術費用一部助成方式の再開）
- ・活動費用（活動費用の寄付）
- ・その他（飼い猫の室内飼い徹底、小学校での命の教育授業の実施、団体登録とは別のボランティア制度創設）

## [質疑・意見]

○平川委員 資料 4 ページの登録団体数の上の表について、最大時は 46 団体あったのが、平成 28 年度末は 21 団体となっている。平成 28 年度は急激に団体数が減っている。これについては、何か特別な理

由があつて減少したのか。また、資料8ページ6番のところに、各年度の団体が管理する猫の合計といふことで、8ページの表6を、2ページの表1で割り返すと、平均の管理数がでるということになり、平成23年度は1団体あたり平均28.9頭の管理をしているのが、平成28年度1団体あたり5.4頭という数字になると思うが、急激に数が減っている。これは何か特別な理由があるのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 同じ理由で一括して回答したい。平成27年4月に、船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱を改正した。先ほど説明したが、その改正要綱の中に、要件として町会自治会の同意書、土地所有者の同意書、2年間ごとの更新ということで、要綱が厳しくなった点、もう一つは、すでにこの時点で多くの団体で手術をほぼ終わられていて、必要性がないということで判断をされたのではないかと思われる。そういう理由でがくんと減っている状況である。

○平川委員 今の話だと、地域猫活動というのは、不妊手術をしてしまえば、その後の管理はしなくてもいいと聞こえるが、そういうことか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 大変失礼しました。そういう意味では全くない。団体の方々が登録更新をされなかつた理由として、今説明した理由が挙げられるのではないかと分析している。私どもとしては、当然そのまま活動していただきたいということを含めて、その後の状況等もお聞きはしている。多くの方々は、登録を更新すること自体が大変になり、実際に手術をする必要性がないから、活動はするけど登録はやめたということで廃止したと認識している。

○森会長 これは何か、有効な調査方法等あるのか。

○平川委員 地域としては、ここが非常に重要だ。

○森会長 センターの方で、地域猫活動を行っているところを見てとか、そういうことで把握した内容なのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 活動をしているところについては、定期的に確認に伺っている。また、活動を廃止された方々については、お電話等

で確認している。

○平川委員 地域の者として言うと、団体を廃止されては困る。なぜかというと、地域猫活動をやる時に、その猫のその地域における住民への苦情対策は全部やりますということで団体を登録している活動である。地域猫の登録をする一番初めの要綱の中に、例えば、糞尿の処理をするだとか、そういうことが全部謳われている。苦情がきたらきちんと対応をしてください等、非常に厳しい要件がついていて、それで団体を作り、助成をしてもらい避妊手術しましたと。避妊手術する猫がいなくなつたから、もう管理する猫はいませんと読める。だが、それは違うと思う。その猫を猫として管理してくれていると思うが、これだと管理されていない猫が増えたと読めてしまう。そのところは、もう少し違う何か焦点にて考えるのかと思って申し上げた。

○森会長 その辺は、担保できる方法や、それを把握する方法、何かアイディアみたいなものがあるか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 先程の説明が足りなかつたかもしれないが、廃止された方々の団体について、その猫がどうなつたかという追跡調査をした。まず、登録を廃止した団体の構成員が活動場所で終生管理している。要するに、地域猫活動をそのまま続ける。それから、登録を廃止した団体の構成員が屋内飼養する。要するに、自分の飼い猫として飼う。それからもう一つ、登録を廃止した団体の構成員の方以外の方に譲渡という形で屋内飼養をしていただくことを確認している。また、猫の数は変化がない団体と、行方不明や死亡で減少している団体を確認している。

○南川委員 平川委員が指摘した2点目の質問に関連するが、平均管理猫が23年だと1団体あたり28匹だったのが、28年だと5匹位になっている这样一个のところが、その間に手術しているので増えはしないはずだが、それだけ減っているのか、自然に亡くなつたり、居なくなつて減つた結果なのか、それとも違う理由があるのかその辺りが分かるか。

○動物愛護指導センター主任技師（千葉） 管理する猫の1団体あたりの匹数が減少している理由だが、

平成27年度に要綱の改正に伴い、1つの団体で沢山の猫を管理する団体が廃止したことにより、平成28年度の1団体あたりの管理する猫の数が減少していると考えられる。つまり、1団体あたり管理する猫が少ない団体が更新をしたことで、1団体あたりの管理する猫の数が全体としては減っているように見えている。

○森会長 とういうことは、実態ではなく、統計上の数字ということでおろしいか。

○動物愛護指導センター主任技師（千葉） そうです。

○平川委員 この表だと、管理を放棄された猫が多頭数いると読める。この場合は具合が悪い。要するに、管理しなくなった猫が非常に増えましたと、団体が減ったから管理している猫も減って、管理しない猫が非常に増えましたと読める。そういう表ではないですよね。

○衛生指導課長（井上） これまでの地域猫活動団体の登録というのは、別世帯3人以上で、地域猫活動を行っていれば登録ができた。ところが、内部監査等の指摘があったため、要件が追加になり、近隣の人たちの同意ということで町会長の同意と、実際の活動場所の土地所有者の同意が必要になった。その時に、実際に活動はしているが登録更新ができないかった団体があった。登録更新をした団体は、管理する猫数が少ない団体が残った。また、寿命があるので、不妊手術をしていけば当然減るはずである。そのように解釈している。

○森会長 登録制度の変更に伴って、登録をしなくなつたけれども、地域猫活動としての活動をやっている団体、任意の団体がいくつもあるというそういうことか。

○平川委員 そういう風に記載してくれないと誤解を招く。要は、登録要件が厳しくなったから、団体として登録はできないけれども、その団体は、登録団体ではない団体として活動は続けていますという意味なのか。

○衛生指導課長（井上） 問題になるのは、なぜ要綱を改正したかということだが、地域猫活動は地域住民の合意のもとに行う活動である。その確認方法

の詳細な取扱い事項を定めるようにという指摘があったことから、活動する地域の町会長の同意と活動場所の土地の所有者の方の同意を取るという形で、要綱の中に明文化された改正を行い、同意が取れた団体が更新された。

○平川委員 そうすると、その指摘事項が非常にまづかったということ。今まで平穡に登録をしてやつてきた団体を、登録できないようにしてしまった。それは、はつきり書いておかないと。その指摘がおかしかったのだという風にしないと。活動は現に行われているわけであり、土地所有者の同意が無くても、町会長の同意が無くても、その活動は現在もやられていますと。ただ、地域猫団体として市に登録する登録制度の要件が厳しくなったから減ってしまったと。それは、登録要件を厳しくしたことが間違いで、この動物愛護行政に支障をきたす恐れがあるということではないのか。表現は別にしても、どこかでそれをはつきり言うべきではないか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 地域猫活動は地域の合意の下に行う活動ということで、最初始めたころは、活動場所周囲に説明をして始められたようだが、行政なので、地域の合意を合意書という形で取ることにした。では、合意書を取るにあたっては、どういった形がいいかということで、町会自治会の単位とさせていただいた。そうしたところ、なかなか町会自治会の単位の同意書というのは難しいと、更新する団体が少なくなってしまった。ただ引き続き活動自体はやります、または、飼い猫に進めたり、譲渡した団体もある。または、活動を通して自然に管理する猫が少なくなっているというような団体もある。

○森会長 登録する機会が、当初はたぶん不妊去勢費用のために登録するというような意味合いがあつたのではと思う。ある程度目的が達成されて、子猫の収容数がかなり減ってきているところを見ると、事業の効果があったのが一つではないかと思う。あと、やはり行政の立場としては、地元で反対をする所に地域猫活動を登録しましたということは、難しいのではないかという気がする。地主が反対なのに、登録してしまったというのもどうかと思う。

○泉谷委員 行政の話だと、結局行政としては、地域の住人の承認が欲しいということで、地主であれ、町会であれ、そういうことの条件が付いてしまう。そうすると、今度はそれをクリアしないと登録できない団体になってしまふということになると、せつかくやってみようかなとなつても、どれか一つ欠けても無理だということになる。私も実際自分のところでいくつか団体が認定されて活動をしているが、スタートさせるときはもう喧々諤々である。しかし、最終的には、行政でこういう形をとつて、できるだけ減らす活動をしているので理解していただきたいということで、最終的には私が責任取りますと、一応今の団体は登録されている。これからまた申請されてきた時に、これをまた諮った時に、私の方でもうこれ以上責任持てるかという、許容範囲ができるかなということもある。ただ、現実的にもすでに、うちの地域の中では、地域猫の苦情が出ている。というのは、登録していない方が、餌付けをしてしまっている。その方に、こういう風にしていただきたいと協力を要請している。ところが、本人は協力してくれる方がいない。3名とか、ご近所の地主の許可とかということになると、とても許可が下りる条件が整わない。だけど、かわいそうなので、餌はあげていますということである。これを、我々町会自治会としてどう説得してまとめあげるかということになると、ご近所とも徐々に感情的な部分が起きてきており、町会自治会の範疇では厳しいのではと思っている。行政の方で色々と問題があるのかもしれないが、この条件等を、地域猫は共存しながら徐々に減らしていくというのが一つの目的なので、なんとか共存できる方法をもう少し講じていただきたいと思うが、ご検討いただけるか。今すぐ回答するのは難しいと思うが、そういう現状があるということを踏まえたうえで、色々検討いただきたいと考える。

○森会長 南川先生、法律的な面から、例えば自治会の同意であるとか、地主の同意というような、ある程度契約的な部分もあると思うが、これはいかがなものか。

○南川委員 大前提として、始まる経緯からして、

モデル事業の時から、地域の理解、住民参加、地域ぐるみという話があるので、地域の問題ということになると、町会自治会というのが行政の最小単位として身近な市の問題を解決する、取り扱う場所というところなので、そこがどう関与していくかというのは必要になっていくでしょう。また、地主の許可というのも、もちろん勝手に土地に入つたらまずい訳で、これまで黙認状態だったのかもしれないが、市としてきちんとやつていくには、黙認でいいですという話にならないので、市の同意というので、市のガイドライン等にしっかりと書くのであれば、承諾書という方向になつてしまふのかと思う。市が事業としてきちんとやつていくのならば、そういう方向性にならざるを得ないし、市も内部監査の話で、それでもやつているところももちろん、何かしら地元地域の自治会等の、会長の個人的な責任をもつてやるという発言もあったが、そこはやつていたというのをきちんと明確化するとなると、またガイドラインという表記をするのであれば、町会自治会の同意書という書き方になるかと思う。以前も言ったが、その同意の取り方というのは、この問題だから特別な方法をする必要があるとは思わない。それまで自治会がどういう風な形で地域の物事を決めていたか、会長の判断なのか、役員会なのか、それとも住民の全員総会のようなものを開いて詰めなくてはいけないのか、それまでの自治会のやり方に則つて決めていく話だとは思う。しかし、そういうことが必要になっていくというのは、やむを得ない流れなのかなと思う。その中で、減ってしまったのは、表現が難しいというところと、先程会長が仰っていたように、結局は助成金のためには必要であったという話になり、助成金がなくなつたので、今どうしてわざわざその要件、ハードルを課して、地域猫活動をするのかというところの団体のメリット、モチベーションの問題で、なかなかそこがないので、活動は別に市のお墨付きが無くともできることなので、登録せずにこれまでどおりやつている方はやつているということになるのかなという、感想的な意見です。

○森会長 もう一点、町会において、環境問題という形の苦情という話があったが、かなり増加傾向にあるのか。

○泉谷委員 今比較的多いのは、ご近所の家の庭への糞尿、各家庭の車の上に乗り爪を立てて傷がつくという苦情や、夜中に奇声をあげる、ある時期になるとそういう猫の声がうるさいというようなことで、実際にあちらこちら耳には入ってきてている。しかし、動物に対して車に乗るなというのは難しい事である。トイレも、ここでと指定しても、必ずそこで用を足してくれるかというと、小さい頃からしつけてあればいいが、途中からここが糞尿をする場所だと言つても、なかなかそこでやらない。さらに、猫は自分のテリトリーがあつて出歩いているから、行った先々でやられるということになると、これはやりようがない。これ以上のこととは、我々としてはどこまで我慢するのか。あるいは、今では地域猫というシステムができて、確かに、一部家の近所で去勢していただいたおかげで、何頭か減っており、本当に胸をなでおろしているという事実もある。ですから、一概にこれが悪いとか良いとかではなく、功罪相反する形で出てきているが、ただ効果が一部見られているというのは事実なので、これをどうやって上手に生かしていくのかというのをお互いに考えていく必要があると思う。

○森会長 中村先生、去勢や避妊した猫も夜中に異性を求めて吠えたり、マーキングはあるのか。

○中村副会長 基本的に、オスの発情は、メスが発情しないと引き起こされないとと言われている。野良のメスが1匹発情していると、さかりの声を出すのでそれに呼応してということはある。地域猫の場合は、手術は済んでいると思う。あとは元々の性質等があるので、飼い猫で去勢手術をしてもいつまでもマーキングする個体もあるし、それは個体差である。安眠を妨害するような鳴き声というのは、基本的に何も施されていない猫の方が多いと考える。

○森会長 まだ去勢していない猫があるという話もある。

○泉谷委員 去勢している猫はいいが、他所から餌を求めて寄ってきてしまう。そういうところもある。

また、私のところも去勢していないグループがある。そこは、今一番苦情が多い。去勢している猫はなく、そこで餌付けをしているので、最初は3~4頭と少なかったのが、時には倍近く来るという話がくる。実際のところは、私は把握していないが、増えて困る、餌をあげているから猫が寄ってきててしまう、他所の地域から入ってきててしまうという話もある。全部我々が、そのような猫をはつきり把握した上で、きちんと去勢をして数を把握できる状態に未だない。とくに、うちの場合は運動公園があり、運動公園の方は野放しであるので、知らず知らずにまた集まってしまうことがある。そういうところで、どこでどう線引きするかというのは非常に難しい。これは、私のところだけではなく、大きな公園を抱えている町会自治会では、そのような問題はでてくると思う。

○森会長 先ほど近隣でいがみ合うようなことがあるという話があったが、地域紛争みたいな形なのか。

○泉谷委員 大きな紛争とまではいかないが、本当に困るのでなんとかならないかと、ご近所同士で実際あり、あるところでは始末書を書けというようなところまで行きかかったようだが、今は落ち着いている。「大事にならぬに。」とやっているが、私町会を抜けますとなられると村八分になる可能性もあるので、その辺はどう対処していくかというのは確かにある。今、私の方で状況をお話して、ご近所の方もある程度仕方ないのかなというところで我慢はしていただいている状況というのはある。

○森会長 市役所では、登録が切れてしまった団体の地域猫について、例えば、飼い犬・飼い猫ですと飼い方指導をなさっていると思うが、そういう所に對しての飼い方指導はできるのか。

○平川委員 まず無理でしょう。

○森会長 無理ですかね。もしできれば、それが一番効果的かなとは思ったのだが。

○平川委員 管理していないから、実質は。

○森会長 管理していないということは、登録要件が全然無いということですね。

○保健所長（筒井） 今仰ったとおり、そもそも、所有権、占有権が無いという建前論の話になるが、

その猫に対して、行政として、技術的助言という形での指導はあるかもしれない。しかし、それを聞く、聞かないというのは、相手方として、それを聞かないといけないという義務は全く生じない。当然我々は、苦情等があった場合は、一般の野良猫等に餌を与える人に対しても、当然色々苦情者のご意見もあるので対処しているが、それを実際に、餌を与えている人が言うことを聞いてくれるかどうかや、糞をちゃんと処理してくれるかどうかは、また別の問題になるので、なかなか現実難しいのではないかと考える。

○森会長 ある程度行政にも限界があると、一番小さな地域団体のご努力にお願いしなくてはいけなくなるところがでてきてしまう。

○泉谷委員 登録していなくてただ餌を与える方にに対して、もしどうしても餌を与えるのであれば、個人でもいいので去勢を努力してくれとこちらで指導するようにしたが、なかなかうんと言わない。個人では財政的なものがあると思うので。餌をやる以上は、ある程度の責任をもってやっていただきたいと、一応はこちらからは指導はした。しかし、それに対して、する・しないというのは、個人の意見もあり強制するわけにはいかない。できるだけ我々は、こういう状況があるので、もし個人で負担できないのであれば、登録団体を作るような、できるような形をとっていきたいとは思っている。しかし、少しこじれたような状況になってくると、協力してくれる人がご近所にいなくなってしまう。たまたま団体が作れたのが、餌付けしている方のご近所で、自分で猫を飼っているような方が、そういう問題があるのであれば、猫はかわいいので団体に登録するのに人数が必要であれば私も協力します、と登録できたというケースもある。我々も確かに努力しないといけないと思うが、実情把握する状況がなかなかつかめない。協力していただける方が近所にいるのか、私共も難しい。確かに町会という一つの組織から見れば連絡が取りやすいかもしないが、その実態を把握して、それをまた理解していただくということになると非常に難しい問題もある。我々して

も努力はするが、今言ったように色々な条件が重なってくると、またまた登録団体が難しいと思う。こういうご時世であるので、色々なところで協力して、なんとか良い方法を講じていくというのは、我々も考えなくてはいけないと思っている。

○平川委員 私も町会長をしている。泉谷さんは、団体を認定されている会長であるが、私の町会は、認定団体は一つもない。野良猫に餌を与えていた人は沢山いる。注意はしているが、一向に治らない。私共は、二十数年野良猫の去勢手術はずっとしている。たまたま市の助成制度ができたので、それを使っても手術しているが、なかなか、猫に対する苦情というのは、好きな方もいれば、嫌いな方もいる、迷惑を受けている方もいれば、迷惑を与えている方もいるということで、非常に難しい問題が町会の中で発生している。近所の町会では、パトカーを呼んで大騒ぎになり、呼ばれた方は猫の餌やりを止めてくれたが、そこの町会長のところに、ある人が団体を作りたいから町会の同意を欲しいといったところ、そういうのを経験しているから、町会長はそんな物押せるかと、私はそんな責任取れないということで、その町会長は絶対にできないとなった。なおかつ、いった人が、町会の中に住んでいるが、町会の会員でないと複雑な事情があるのだが。こういった問題で、町会長は、どこまで責任を負わされるのかということがあり、同意書を出すというのは非常に難しいと思う。また、土地所有者の同意を取るというのは、そこで管理している人は、所有者には一応内諾というか、お願いをしてやらせてもらっている。そこの所有者がだめだと言えば、そこではやってない訳だから。ただ書面を取るよう言われた時に、その所有者の方に書面を下さいと言ってくれる訳がない。その辺の、登録に対する難しい要件を作ってしまったのはあると思う。だから、4ページのところに、その理由を記載しないと、なぜ数が減ったのかというのが明確になってこない。ここに、要件を変更したので登録できなくなったと書けるかは分からないが、そういう事情があるということをここに書いておかないと、団体は一定の成果を挙げ

たらその後は管理していないのではないかと読める。それぞれの団体は、多分そうではないと思うので、その辺は、配慮して、登録を止めた団体でも登録していた時の代表者は分かると思うので、そういう方に連絡を取り、今の状況を聞くというのも一つの方法だと思うので、そういうものを聞いて記載をしていただければと思う。

○森会長 今の要望はいかがか、可能か。

○動物愛護指導センター所長（服部） 先程説明をしたが、実際に連絡は取っており、そういったことで説明を差し上げたところである。

○平川委員 それを、4 ページのところに、その連絡を取った結果を書いておいていただければ、単に管理されている猫が減ったということではないということになる。このままでは、管理している猫が減り、管理されていない猫が非常に増えたという風に読める。登録団体としては管理していないが、任意の団体として管理していますということだろう。

○泉谷委員 そういう団体もあるということを明記していただきたい。

○森会長 猫は寿命があるので…。

○平川委員 それでないと、立場もある。

○動物愛護指導センター所長（服部） 8 ページの(4)に記載してある。場所的に、こちらの方で記載をさせていただいたということでご理解をいただいてよろしいか。

○平川委員 はい、分かりました。

○森会長 今の話を伺っていると、登録というお墨付きが無くとも、猫に対する活動は継続されているという意味合いではないかと思う。だから、今までの登録制度は、かなり効果があったのではないかという気がする。ただ、今後、また登録をどんどん増やしていくのかというところについては、町会が申し込んで避妊去勢ができるような形になっているので、あえてそこでまた登録制度を掲げたものは必要がないかと思う。

○平川委員 する必要がない。

○森会長 ただ、気になるのが、従前の登録団体、任意の団体でもいいが、ちゃんと猫を地域猫として管理してもらえるかどうかというところだけになる

と思うが。

[「そうですね」と呼ぶ者あり]

○南川委員 問題になるのは、勝手に餌をあげている人が問題だという餌やりの問題で、餌やりに一つ行政としてやる方法とすれば、他の自治体がやっていているように、餌やり禁止条例等を作るとか、それについて罰則を科す等という方法はあると思う。ただ、それをやったところでどうなるかと効果はなかなか難しい。罰則を科したとして、全部に罰則が適用されるかということになると、摘発するコスト等含めて難しいというところで、餌やり禁止条例を作ったからといって解決する問題ではないと思う。やはり、餌をやっている人に対する対処をどうするかというのは、なかなか難しい問題であると考える。

○泉谷委員 餌やりを規制する条例を作ると、逆に団体登録をしようという意欲がなくなってしまう。餌をやることが、条例でだめだということになってしまふと、餌をやりながら、仲間を募って、団体を作ろうという意欲が出てこなくなってしまう可能性もあるので、これは一概にどうとも言えないと思う。非常に難しい問題だと思う。

○森会長 本議題については、また検討を重ねていき、予定としては、事務局側で1月10日（水曜日）に、皆さまのご意見をいただきたいと考えている。回答書に、FAX等で回答をいただきたい。

○南川委員 報告を色々検証いただいた。しかし、検証した結果として船橋市でどう考えているか、検証結果のデータはお見せいただいたが、検証した結果の結論がはっきり見てこない。意見を言うにも、感想的な意見は言えるが、どうしようという方向性は言いにくいところがある。検証結果的なものが市のほうであるのであれば教えていただきたい。

○衛生指導課長（井上） これまでの検証結果を見ると、地域猫活動を行ってきたが、広がらなかったというのが一つ挙げられると思う。それは、当初は、構成員3人で、市内で活動するという形ででき、地域猫活動団体について認定を受け申請すれば、不妊手術の助成金が貰えた。広がりが見られなかつたのは、私共にも責任があると思う。根拠となるガイドラインの中に、地域の合意を得なさいとあり、これ

に基づいて文書化したことにより、活動はしているだろうが、更新なさらなかつた団体がある。それについては、2つの考え方があると思う。管理する猫のほとんどの不妊手術が終わっていれば、活動を継続すればよく、登録する必要がないと考える。もう一つは、要件を満たせないところもある。現在の資料の中では、そういうところまでしか出せていない。ただ、事故等で亡くなっている猫が地域猫活動で不妊手術をした数よりはるかに多い1,600～2,000頭の間であり、地域猫活動に基づく成果なのかはつきりしないところもあるが、近年は、センターに持ち込まれる子猫が減ってきてているという事実はある。ただこれが直接そうかとは言えないと思う。また、これまで市が行ってきた地域猫活動に対して、どういう活動をしたらよいかという意見をいただきたい。今現在は、登録制度はかなりハードルが高い。地域猫活動は、地域の合意の下行う活動である。市に登録という形になれば、一律的な基準になり、当然ハードルが高くなり、文書的な物も必要になる。そのような形で登録する必要があるのかどうか。地域の合意の中できちんとできるのであれば、それでもいいのではないかというのがあると思う。私共は、この猫問題は、地域の環境問題だと考えている。そして解決していくないと、なかなか難しい問題になってしまっていると思っている。それらを含めてご理解をいただきたい。

○小川委員 船橋市に限って27年度に改正されたのか。例えば、結果がでておらず、改正されてからまだ1年、2年しか経っていない。それで結局、地域猫活動が広がらなかつたという結論を出すのは、まだ早いかなとも思う。他の地方自治体や、地域猫活動が広がっているところもあると思う。そういう所のことを調べたり、比較したり、どうして市は広がらなかつたのかということも検証したか。そういう所に視察に行くとか、話を聞くに行くとか、行動に移して。

○衛生指導課長（井上） 広がらなかつたというのは、平成27年の要件を強化する前でも46団体であり、私共の努力不足もあったかもしれないが、それ

を広がらなかつたと申し上げたつもりです。

○森会長 他市の状況、他県の状況というのは、把握しているか。

○衛生指導課長（井上） 一例を挙げれば、台東区で、平成17年度から取り組みを開始したという事例がある。これは、獣医公衆衛生研究に掲載されているが、台東区は、事業の取り組みを評価したところ、効果があったという報告をしている。逆に、地域猫活動は、一番初めに、横浜市磯子区で始まったが、開始から18年経つが、未だに終わらないという意見もある。

○森会長 市としては、他市の状況を把握した上で、検討いただいているということです。

○小川委員 市では地域猫活動が広がっていないが、要因としてハードルが高いからということがあると。法的に考えて、地域の同意書及び土地所有者の同意書は廃止できるのか。それができないのであれば、しばらく様子を見て、それよりも、成功しているところに行き、意見を聞くとか、具体的な改正案に動いた方がいいと思うが。

○森会長 今の話を伺っていると、地域猫活動について、船橋市のお墨付きを付けるか、付けないかというところにあると思う。本来、地域猫活動というのは、お墨付きが無くても活動ができるもので、それにいかに行政が寄り添っていけるかというものであろうかと思う。例えば、船橋市だと、避妊去勢を町会の申請があればセンターでやってもらえることになっている。それらを踏まえて意見をもらいたいと仰っていると考える。

○小川委員 色々な所で成功している所があると思う。色々な事例は、足で見に行き、話を聞く等もやった方がいいのではという要望です。

○衛生指導課長（井上） お願いしたいのは、市は方向性を決定していないので、それに関してどうしたらいいという意見をいただきたい。

---

## 5 次回の会議について

○森会長 次回の会議については、引き続き地域猫活動の検証について議題としたい。今回示された、

「2. 地域猫活動の検証について」に、いただいた意見を取りまとめていきたい。そして、協議させていただき、進めたいと考える。

開催日時については、後日、事務局より調整させていただくが、おおむね1月下旬を想定しており、また、場所は、本日と同様、保健福祉センターでよろしいか。

○衛生指導課長（井上） 1月26日（金曜日）、本日と同じ時間としたい。

○森会長 委員の皆様、いかがか。

また、会議の公開、傍聴については、次回も本日と同様の取り扱いとすることによいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森会長 では、そのように決定する。

○小川委員 今回の議案が昨日郵送されたので、もう少し早く議案が届くようにしてほしい。

○森会長 他に何かないか。

なければ、以上で第4回動物愛護管理対策会議を閉会する。

12時10分閉会

#### [閉会後]

○衛生指導課長 本日の議事録については、調製でき次第、委員の皆様に送付させていただく。

#### [出席委員]

森会長  
中村副会長  
泉谷委員  
平川委員  
小川委員  
南川委員

#### [欠席委員]

石井委員

#### [関係職員]

筒井保健所長  
小原保健所理事  
松野保健所次長

井上衛生指導課長  
須賀衛生指導課長補佐  
服部動物愛護指導センター所長  
度会衛生指導課管理係長  
千葉動物愛護指導センター主任技師  
佐藤衛生指導課管理係技師

#### [傍聴者]

3名